

○物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領の取扱い

1 第1第1項関係

- (1) 全省庁統一の競争参加資格の審査が導入されたことに伴い、各森林管理局長及び森林技術総合研修所長（以下「部局長」という。）において、業務等に関連が無く、かつ、指名停止による実効性が無いと判断される有資格者については、指名停止の対象としないことができるものとする。
- (2) 指名停止の期間中の有資格者について、別件により再度指名停止を行う場合の始期は、再度指名停止の措置を決定したときとする。  
なお、この場合、指名停止の通知をするときは、別途行うものとする。

2 第2関係

第3項の規定に基づく共同事業体の指名停止は、指名停止の期間中の有資格者を共同事業体を通じて指名しないための措置であり、当該共同事業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第3第2項の規定に基づく措置（以下「短期加重措置」という。）の対象とはしないものとする。

3 第3第2項関係

- (1) 有資格者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないものとする。
- (2) 再請負人又は共同事業体の構成員が短期加重措置に該当するときは、請負人又は共同事業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものとする。
- (3) 短期加重措置の対象となり、かつ、第4各号の一に該当することとなった場合には、部局長の判断により短期加重措置を受けた後の短期に加重を行うこととする。

4 第4関係

- (1) 第4各号に掲げる事由の二以上に該当することとなった場合には、部局長の判断により指名停止の期間に加重を行うこととする。
- (2) 第4号及び第5号の「悪質な事由があるときは」とは、当該発注者に対して有資格者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- (3) 「他の公共機関の職員」（第5号並びに別表第3号、第4号、第7号、第8号及び第10号関係とは、刑法(明治40年4月24日法律第45号)第7条第1項に定め

る国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する職員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含む。更に私人であつても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含む。

## 5 第8第1項関係

林野庁長官は、第1項の規定に基づく部局長からの報告があつた場合は、遅滞なく大臣官房予算課長（命を受けて農林水産省組織令（平成12年政令第253号）第17条第1号（予算の執行及び会計に係るものに限る。）及び第2号から第9号までに掲げる事務を掌理する者がある場合にあっては、その者。）に通知するものとする。

## 6 別表関係

(1) 「代表権を有すると認めるべき肩書」（第1号関係）とは、専務取締役以上の肩書きをいうものとする。

(2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条に違反した場合（第5号、第6号、第7号及び第12号イ関係、）は、次のアからエまでに掲げる事実のいずれかを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

ア 排除措置命令

イ 課徴金納付命令

ウ 刑事告発

エ 有資格者である法人の代表者、有資格者である個人又は有資格者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕

(3) 独占禁止法第8条第1号に違反した場合（第5号及び第6号関係）は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。

(4) 別表第5号から第7号まで及び第12号イの措置要件に該当した場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。この場合において、この号前段の期間が別表第5号から第7号まで及び第12号イに規定する期間の短期を下回る場合においては、第3第3項の規定を適用するものとする。

(5) 「業務」（第5号及び第13号関係）とは、個人の私生活上の行為以外の有資格者の業務全般をいうものとする。

(6) 「業務に関し不正又は不誠実な行為」（第13号関係）とは、原則として、次の場合をいうものとする。

ア 有資格者である個人、有資格者の役員又はその使用人が当該部局が管轄する区域内における業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合

イ 部局発注事案に関して、落札決定後辞退、有資格者の過失による入手手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があつた場合

## 7 指名停止の期間等の決定

- (1) 部局長が指名停止を行う場合は、他の部局長（他の農林水産省の機関を含む。）との均衡に配慮するものとする。
- (2) 一の有資格者が同一案件で工事請負契約指名停止等措置要領（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野管第 156 号林野庁長官通達）の別表 2 に掲げる措置要件にも該当する場合は、これと合わせて指名停止を行うものとする。  
なお、この場合、指名停止の通知は部局長として 1 通とする。

## 附 則

この通知は物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領の施行の日から施行する。